近江八幡市共同募金 当事者団体活動助成金交付要綱

制定　令和５年３月８日

（目的）

第１条　この要綱は、募金が広く住民相互のたすけあいを基調として拠出されたものであることを考慮し、寄付者の信託に応えられるよう適切な助成をすることを目的とする。

（助成金）

第２条　この要綱の対象となる赤い羽根共同募金による助成金は、募金運動を行う年度の募金計画の中で共同募金委員会が設定した目標額を上回った額と、募金運動による達成額から県共同募金会の規程による広域助成額を引いた額との合計額の範囲内とする。

（助成団体）

第３条　この助成金を受ける団体は、近江八幡市内で住民の福祉のために活動する当事者を中心とする団体で、近江八幡市全域を対象範囲とする団体とする。

（助成事業）

第４条　助成金を受けることのできる事業は、共同募金の趣旨に沿った活動とし、募金活動を行う年度末日までに実施する事業とする。

助成の対象事業は、市内の当事者団体における当事者支援を目的とする活動、当事者理解啓発等に直接使用する費用を助成するものとする。活動が地域に密着したもので、先駆性、開拓性の高いものを優先して助成する。

ただし、当事者団体の構成員のみを対象とした飲食・娯楽費にあたる費用、同じ内容で他の助成を受けているもの、市社会福祉協議会の福祉団体助成や共同募金の助成を受けているものは、対象としない。

（助成額）

第５条　助成金の額は、事業費の１０分の８とし、１団体３５、０００円を上限とする。ただし、1,000 円未満は切り捨てる。

（助成申請）

第６条　助成を受けようとする団体は、定められた期間内に、計画書兼助成金交付申請書（別紙様式１－１）及び事業収支予算書（別紙様式１－２）を提出しなければならない。

（助成の交付決定）

第７条　会長（近江八幡市共同募金委員会）は、助成金の交付申請があったときは、その内容を審査し、審査委員会の審議を経た上で交付すべきと認めたときは、速やかに助成金の交付決定をするものとする。

（助成の通知）

第８条　会長は、助成金の交付の決定をした時は、速やかにその決定の内容を助成の交付申請をした者に助成金交付決定通知（別紙様式２）により通知するものとする。

（助成の明示）

第９条　助成を受けることが決定した団体は、団体の作成する事業計画・事業予算にその事業が共同募金からの助成であることを明示すると共に、事業実施にあたっては、各種資料等にその旨を明示すること。

（助成金の交付）

第１０条　助成金の交付を受けようとするときは、助成金の交付請求書（別紙様式３）を会長に提出しなければならない。

（事業報告）

第１１条　助成を受けた団体は、速やかに事業実績報告書（別紙様式４－１）、事業決算書（別紙様式４－２）、および関係資料を添付し事業の報告をしなければならない。

付　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。